

第8章 その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

第1節 流域水害対策計画の推進及び弾力的運用

第1項 流域水害対策計画の推進

河川管理者及び下水道管理者は、流域全体の治水安全度の向上を図るため、本計画に基づく河川事業及び下水道事業等を効果的かつ効率的に推進するとともに、浸水状況や被害状況に応じて、上下流バランスも踏まえて、早期に被害を軽減させ、また、事業が円滑かつ機動的に進むよう、必要に応じ調整を図る。

また、準用河川や普通河川及び農業用排水路等の整備とも連携し効果発現を図る。

この推進にあたっては、県及び市町の関係部局において事業が円滑かつ機動的に進むよう、必要に応じて調整を図る。

表 8.1 準用河川等の整備内容

名称	市町名	延長等	主な工事内容
準用河川草野川	刈谷市	L=0.2km、排水機 +2.0 m ³ /s	河道改修、排水機場能力増強
村前地区排水整備	大府市	排水区域 13.0ha	調整池新設、排水機場新設等
準用河川茶屋川	みよし市	L=1.3km	河道改修
大東地区排水整備	大府市	排水区域 63.0ha	排水路整備等

第2項 流域水害対策計画の弾力的運用

第4章～第5章に示す調整池等の計画の実施にあたっては、必要に応じ費用負担および事業主体の調整、事業間の相互連携に関する事項を検討し、より効率的、効果的な整備推進を目指すものとする。また、特定都市河川浸水被害対策法第6条に基づく河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設についても同様とする。このため県および市町の各管理者は相互に調整し、必要な措置を行うことができるものとする。

第2節 総合治水対策の普及

昭和58年に策定した境川流域整備計画に基づき各施策を実施してきたが、総合治水対策を推進するためには住民の理解が不可欠である。このため平成3年に制定された総合治水推進週間にあわせ、境川流域総合治水対策協議会を通じて、これまで実施してきた対策も含め、流出抑制対策や、保水・遊水機能の保全、流域内での湛水など、流域における取り組みや分担について住民の理解が得られるよう様々な方策を講じてゆく。

第3節 モニタリング

各管理者及び地方公共団体は、以下の第1項から第5項までのモニタリングを毎年実施し、公表するものとする。

第1項 事業の進捗状況

河川事業及び下水道事業の整備状況（年度毎の事業進捗、施行状況及び事業内容）

第2項 流域内の開発状況

各市町における流域内の開発箇所及び面積

第3項 雨水貯留浸透施設の整備状況

- ① 地方公共団体等が実施した雨水貯留浸透施設の位置及び容量等
- ② 雨水浸透阻害行為の対策工事で設置された雨水貯留浸透施設の位置及び容量等
- ③ 開発に伴い地方公共団体の条例・要綱等に基づく指導により設置された雨水貯留浸透施設の位置及び容量等

第4項 排水調整の実施状況

内水ポンプ施設の運転操作ルールの策定を行ったのちに、実施状況の確認を行う。

第5項 浸水被害拡大防止対策の状況

- ① 都市洪水及び都市浸水想定区域図に基づく洪水・内水ハザードマップ等の防災情報の作成状況
- ② 各種防災情報の周知状況

第4節 計画の見直しに関する事項

上述のモニタリングにより、計画に基づく対策の効果・影響等の検証を行うとともに、河川事業、下水道事業、その他流域対策の事業計画の調整等を行っていく。

具体的には、境川流域総合治水対策協議会において関係機関と連携し、これら上述の取り組みについて検証し、その実施に努めるとともにフォローアップを行い、計画の実効性を確認する。さらに、これを評価する別途組織を設け、持続的に取り組みの改善・向上を行う。

第5節 流域対策のための継続的な課題に関する事項

昭和58年に策定した境川流域整備計画に位置づけた流域対策で、保水、遊水、低地地域の地域毎の様々な施策について、特定都市河川浸水被害対策法を適用してもなお、継続的に検討が必要な以下の事項については、引き続き境川流域総合治水対策協議会において検討していくものとする。

(1) 市街化調整区域の保持

市街地の無秩序な拡大を極力押さえ、山林、田畑等を自然地として残すことにより自然の有する保水機能の保全を図り、また、遊水機能を有する市街化調整区域における遊水機能の減少等を防止するため、都市計画法の適正な運用により、市街化調整区域を極力保持していくものとする。

市町が、新たに市街化区域に編入する場合には、軽微な変更（都市計画法施行規則第13条1号に該当するもの）を除き、編入による浸水被害の移動等、河川や他へ影響を与えない事を確認するため、事前に境川流域総合治水対策協議会に報告するものとする。

また、市街化調整区域の農用地や山林の保持については、「食と緑の基本計画2015」と連携し、農地が良好な状態で維持されるよう、営農環境の改善を図るとともに、「あいち水循環再生基本構想」で位置づけられた環境面も含め推進していく。

(2) 大規模ため池の貯留量増大

昭和 58 年に策定した境川流域整備計画に位置づけられた大規模ため池（5ha 以上 9 箇所）の治水容量増大に関する様々な課題について、引き続き境川流域総合治水対策協議会において、責任分担、事業実施方法、財産の取り扱い等検討していく。

なお、大規模ため池の 9 池は以下のとおり。

草野池、増田池、濁池、鞍使池、若王子池、大池、三好池、保田ヶ池、千子池

(3) ため池の保全

本計画において、流域に存在するため池のうち保全されるため池については、洪水調節機能を有効活用する計画としているため、愛知県ため池保全構想と連携して保全を図るとともに、その機能の維持を図る。

また、利水容量を失う場合やため池の埋め立て等について、その情報を収集し、ため池を保全する施策を境川流域総合治水対策協議会で検討する。

なお、その際には「あいち水循環再生基本構想」で位置づけられた環境面も含め推進していく。

(4) 盛土の抑制

盛土の抑制については、特に遊水機能を有した土地で行なわれる行為に対して、実態の把握を行い、公共、民間それぞれの主体ごとに、境川流域総合治水対策協議会において対策を検討していく。

第 6 節 住民等による対策の促進に関する事項

雨水浸透阻害行為の許可が必要となる規模未満の行為や、既に開発され未対策の土地に対して、雨水対策を行うよう、市町の助成とあわせ、普及にむけた施策を境川流域総合治水対策協議会において実施していく。

- ・ 500m² 未満の雨水浸透阻害行為への対応や未対策地での対策 P R
- ・ 不要になった浄化槽の雨水貯留槽への転用